

内閣参甲第二二号

昭和二十三年二月六日

内閣總理大臣 片山哲

參議院議長 松平恒雄殿

參議院議員小川友三君提出吉物商業人同志の取引に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿參年二月拾六日

参議院議員小川友三君提出古物商業人同志の取引に関する質問に対する答弁書

一、古物商の交換会については、古物商取締法の規定の上においては、古物市場として認可制となつてありますので、これに依つて参ることが正しいと思う。

二、数人程度の古物商の交換会であつても法令の趣旨、目的から認可を受けしむることが必要と考える。